

<p>附 則 (平成一四年一二月六日政令第三 六三号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成十五年一月六日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年一月三〇日政令第九 号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。 (罰則に関する経過措置)</p> <p>第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成一九年八月三日政令第二三 三号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)</p> <p>第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二〇年五月二一日政令第一 八〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。 (罰則に関する経過措置)</p> <p>第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二一年八月一四日政令第二 一七号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。 (罰則に関する経過措置)</p> <p>2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二五年七月一九日政令第二 一八号) 抄 (施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成二十五年九月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 特定商品等の預託等取引契約に関する法律第三条第二項、第八条及び第九条の規定は、この</p>

<p>第 一 条 この政令は、改正法の施行の日（平成二 十六年十一月二十五日）から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年一月四日政令第四号 六九号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二 十六年十一月二十五日）から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年二月一日政令第二二 号) 抄 (施行期日)</p> <p>1 この政令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年五月二六日政令第一八 六号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。</p>

政令の施行前に締結された改正後の第一条第一項第四号から第六号までに掲げる特定商品の預託等取引契約については、適用しない。